

今号の主な記事

- 平成25年度下半期の財政状況を公表……2面
- 国民健康保険からのお知らせ……3面
- 後期高齢者医療保険・介護保険からのお知らせ……4面
- 東大和市ヘルプカードを配布……5面
- 情報マップ・児童館だより……8・9面

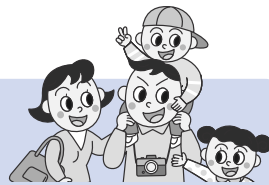
〈人口と世帯 / 26.6.1現在〉

住民基本台帳 (外国人住民数を含む)	内外国人住民数	前月比
男 42,525人 ( 403人)		63人増
女 43,392人 ( 668人)		60人増
計 85,917人 (1,071人)		123人増
世帯 37,574世帯		
5月の出生者数(外国人住民数を含む)	男35人 女30人	

発行/東大和市 編集/企画財政部秘書広報課 (〒207-8585) 東大和市中央 3-930 ☎042-563-2111(市役所代表) ファクス 042-563-5932

申請が始まりました

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金



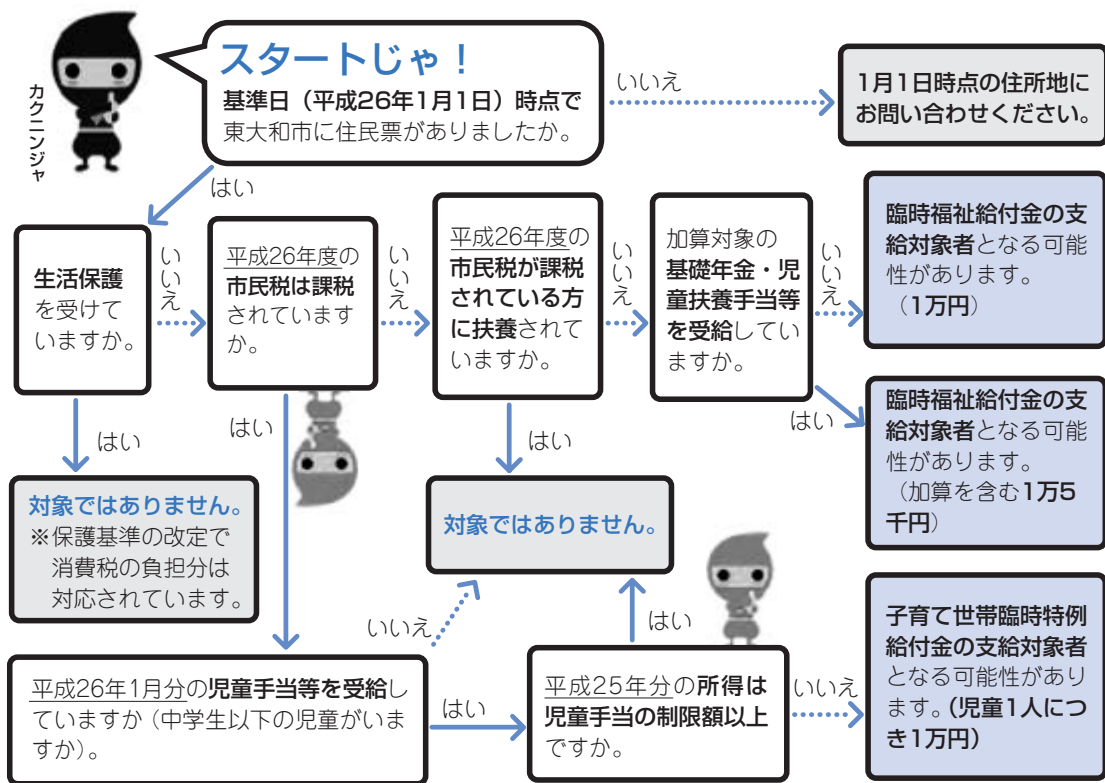
市では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始しました。  
対象の方(下図参照)は期限までにご申請ください。  
申請書  
●臨時福祉給付金 対象と思われる方に、7月中旬に申請書を郵送します。  
●子育て世帯臨時特例給付金 対象と思われる方に、6月中に案内を郵送しました(公務員の方は除く)。  
受付期限 10月17日(金)まで  
受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)  
受付場所 市役所会議棟1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
詳細は、6月に全戸配布したパンフレットをご覧ください。  
問合せ 臨時福祉給付金コールセンター・内線3910/3914まで。

7月12日(土)～8月31日(日) 市民プールが始まります

7月12日(土)は無料開放日

市民プールが7月12日(土)から始まります。市民プールには、幼児用・流水・スライダー・25mの4種類のプールがあり、子どもから大人まで楽しむことができますので、ぜひご利用ください。  
また、「ワンポイントレッスン」「小学生泳力検定」「安全水泳講習会」「ウォーキン

給付金の対象となるかどうか確認じゃ!



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

ハミングホール インターネット予約希望の方は 利用者登録を お願いします

ハミングホールでは、10月1日(水)からインターネットでの施設利用予約申込みが可能になります。その準備として利用者登録及びID発行の受付を開始します。  
申請日時 7月1日(火)午前9時から(休館日を除く)

好評発売中 うまべえポロシャツ



東大和市ぐるめコンテスト「うまべえ」祭から生まれたグルメリキョウ「うまべえ」の刺繍入りポロシャツを販売中です。新デザインも追加されましたので、ぜひご利用ください。  
仕様 刺繍のデザインは3種類、シャツの形体はポロシャツ・ポケット付き等、色は形体により5～6色です。

詳細は市のホームページまたは市役所本庁舎内の掲示ポスターをご覧ください。  
価格 二、四〇〇円から  
購入方法 市内販売店で

市民プール利用料金

区分	基本料金(2時間以内)	超過料金(1時間につき)
大人	300円	150円
中学生	100円	50円
小学生	50円	30円
幼児	無料	

※付き添いの方も有料です。  
※7月12日(土)は無料開放日です。

**使用上の注意**  
駐車場はありませんので、車の来場はご遠慮ください(身体障害者本人が運転・同乗する場合は除く)。プールサイドでの水分補給はペットボトル等のふた付きに限りません。アルコール類の持込みはできません。就学前の幼児が利用する場合、中学生以上で水着着用が必要で、付添者も入水が必要です(付添者も入水が必要で、オムツが取れない、またオムツ(水遊び用オムツを含む)をしたままでの

遊泳はお断りしています。飛び込みや潜水等の危険な行為や、他の利用者の迷惑となる行為は禁止です。プール水槽内でのメガネやアクセサリー類の着用はできません。その他の注意事項は、プ



左胸の刺繍デザイン(3種類)

ール係員にお尋ねください。  
管理運営者 シンコーズ  
ポイント・フクシエンタープライズ共同事業体  
問合せ 社会教育課・内線1552、プール開催期間中は市民プール ☎042-0061まで。

市役所本庁舎の節電対策

次のとおり節電対策を実施中です。市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。①蛍光灯の点灯をできる限り減らします②空調を28℃目途で設定しています③職員は暑さをしのぎやすい服装で事務を行います / 問合せ 総務管財課・内線1311まで

# 平成25年度 下半期の財政状況を公表

平成25年10月～平成26年3月

## 予算の執行状況

一般会計と5つの特別会計の平成26年3月31日現在の予算執行状況は、表1のとおりです。

表1 一般会計及び特別会計の予算執行状況(下半期)

(平成26年3月31日現在)

区分 会計名	予算現額		下半期 収入済額		下半期 支出済額		下半期 収入率		下半期 執行率		上・下半期 (25年4月～26年3月)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
一般会計	293,2377.4	140,3520.2	163,4330.8	47.9	55.7	96.6	91.1					
特別会計												
国民健康保険事業	96,8500.4	49,8682.7	48,5356.1	51.5	50.1	89.9	90.0					
下水道事業	21,1571.9	14,8809.4	10,4186.0	70.3	49.2	92.4	93.0					
土地区画整理事業	1,8470.7	1,1526.2	6260.1	62.4	33.9	84.7	62.5					
介護保険事業	48,5977.0	28,0938.2	23,2900.4	57.8	47.9	95.2	85.4					
後期高齢者医療	15,6774.1	12,0597.8	10,0533.7	76.9	64.1	99.7	96.8					
合計	477,3671.5	246,4074.5	256,3567.1	51.6	53.7	95.0	90.5					

決算の内容は、11月の市報でお知らせする予定です。

【一般会計】平成25年度上半期の一般会計予算額(当初予算額に補正予算額を加えた額)は、二九〇億三、一一三五、〇〇〇円です。

【特別会計】各特別会計の執行状況は、表1のとおりで、それぞれ事業目的の達成に努めました。

【一般会計】平成25年度上半期の一般会計予算額(当初予算額に補正予算額を加えた額)は、二九〇億三、一一三五、〇〇〇円です。

【特別会計】各特別会計の執行状況は、表1のとおりで、それぞれ事業目的の達成に努めました。

【一般会計】平成25年度上半期の一般会計予算額(当初予算額に補正予算額を加えた額)は、二九〇億三、一一三五、〇〇〇円です。

【一般会計】平成25年度上半期の一般会計予算額(当初予算額に補正予算額を加えた額)は、二九〇億三、一一三五、〇〇〇円です。

【特別会計】各特別会計の執行状況は、表1のとおりで、それぞれ事業目的の達成に努めました。

【一般会計】平成25年度上半期の一般会計予算額(当初予算額に補正予算額を加えた額)は、二九〇億三、一一三五、〇〇〇円です。

表2 一般会計予算の歳入・歳出別の執行状況(下半期)

(平成25年10月～平成26年3月)

### 【歳入】

科目	科目の内容	予算現額	収入済額	収入率
市税	市民税、固定資産税、都市計画税など	119,1781.9	51,0493.0	42.8
国庫支出金	国からの負担金、補助金など	50,8333.2	23,1147.8	45.5
都支出金	東京都からの負担金、補助金など	44,1166.7	25,4556.8	57.7
地方交付税	行政サービス水準の均衡化などのために国から交付されるもの	19,8451.4	6,4485.2	32.5
市債	国の地方財政対策としての臨時財政対策債、公共施設建設事業等の資金としての借入金	19,2952.2	16,9342.2	87.8
繰越金	前年度からの繰越金	12,1220.4	0	0.0
その他	地方譲与税、基金(貯金)のとりくずしなど	27,8471.6	17,3495.2	62.3
合計		293,2377.4	140,3520.2	47.9

### 【歳出】

科目	科目の内容	予算現額	支出済額	執行率
民生費	高齢者や障害者、児童などの福祉	150,4105.5	87,5273.5	58.2
教育費	学校や図書館の管理・運営など	29,4775.4	12,7103.3	43.1
総務費	市役所の管理・運営、地域活動など	27,7037.3	13,0253.4	47.0
衛生費	保健衛生や疾病予防、ごみ処理など	22,1424.3	9,8566.2	44.5
土木費	道路や公園の管理、都市計画道路の整備など	18,4299.3	10,7987.9	58.6
公債費	市債(借入金)の返済	16,8082.3	10,0026.9	59.5
その他	議会運営、消防・防災、農業・商工振興など	28,2653.3	19,5119.6	69.0
合計		293,2377.4	163,4330.8	55.7

3月31日現在における一般会計の市債残高は、借入金(元金)償還額の減少等により、前年度同期に比べ、約三億一、八七〇万円の増となつております。

【市債】市債(借入金)の状況は、表5のとおりです。

表5 市の財産

(平成26年3月31日現在)

区分	面積	内容
土地	525,552㎡	小学校、中学校、保育園、公園、庁舎など
建物(延面積)	140,185㎡	

表3 市税負担額と支出額(サービス)の状況

(平成26年3月31日現在)

区分	一世帯当たり		市民一人当たり	
	万円	円	万円	円
市税負担額	32,1948		14,0552	
支出額(サービス)	71,6947		31,2996	
民生費	37,9958		16,5878	
総務費	6,3308		2,7638	
教育費	6,2181		2,7146	
衛生費	4,9697		2,1696	
公債費	4,5034		1,9660	
土木費	4,3692		1,9075	
その他	7,3077		3,1903	

表4 市債(借入金)の状況

(平成26年3月31日現在)

区分	残高		構成比
	億円	%	
一般会計	179,7650.1	60.2	
下水道事業特別会計	119,0223.7	39.8	
合計	298,7873.8	100.0	

## 青少年の非行・被害防止 全国強調月間の重点目標

- インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

平成26年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、内閣府が中心となつて、7月1日から31日までの1

## 青少年の非行・被害防止 全国強調月間

7月1日(火)～31日(木)

7月1日から31日までの1742まで。

か月間実施されます。次代を担う青少年の育成は、国民全体に課せられた義務であり、国・地方公共団体・関係団体等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となつた青少年の非行防止等のための取り組みを進めることが必要です。

## 2014年バルカン半島洪水救援金

日本赤十字社による「2014年バルカン半島洪水救援金」は、お近くの郵便局での振込み(無料)、または福祉推進課(市役所2階)の募金箱までお願いします/問合せ 福祉推進課・内線1132まで

## 7月5日(土) 中学生の意見発表



社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とする全国的な運動です。

【第一部】「あいさつと思いやり」をキーワードに、笑顔のあふれる明るい社会にするために、私たちが出来ること」をテーマに市内の中学生による意見発表及び感謝状授与

日時 7月5日(土)午後1時～4時30分(開場は午後0時30分)

【第二部】D D上映「シユガールッシュ」

場所 ハミングホール

問合せ 福祉推進課・内線1132まで。

表1 平成26年度国民健康保険税の税率等・課税限度額

〔医療分〕	
所得割額	〔前年の総所得金額－基礎控除（33万円）〕×5.01%
資産割額	本年度の固定資産税額×10%
均等割額	被保険者1人当たり 20,500円
平等割額	1世帯当たり（特定世帯、特定継続世帯以外） 9,000円
	1世帯当たり（特定世帯） 4,500円
	1世帯当たり（特定継続世帯） 6,750円
課税限度額	51万円
〔支援分〕	
所得割額	〔前年の総所得金額－基礎控除（33万円）〕×1.60%
均等割額	被保険者1人当たり 7,500円
課税限度額	14万円
〔介護分〕	
所得割額	〔前年の総所得金額－基礎控除（33万円）〕×1.75%
均等割額	被保険者1人当たり 10,400円
課税限度額	12万円

# 国民健康保険からの お知らせ



平成26年度の国民健康保険税（国保税）の納税通知書を7月中旬に郵送します。

**国保税の算出方法** 国保税は、医療分基礎課税額、支援分 後期高齢者支援金等課税額、及び介護分 介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の方が対象）に区分し、表1の税率等に基づき、課税限度額を限度として算出した合計額が、世帯の1年間の国保税の金額となります。

年度途中で資格の取得または喪失（世帯員の転入・転出・出生・健康保険の資格の取得・喪失等）がある場合には、月割りで税額が変更となります。また、前年中の所得金額等に変更が生じた場合についても、税額が変わる場合があります。

**被保険者資格の取得・喪失と国保税** 国民健康保険の被保険者資格は、他の健康保険に加入している場合や生活保護の受給等、適用除外事由に該当する場合を除き、社会保障制度の一環として、他の社会保障制度と同様に強制適用となります。

国保税は、資格を取得した月（職場の健康保険等を抜けた月、他の市町村から転入した月）から算定されます。市役所への届出時からではありません。届出が遅れると、被保険者になった時点でさかのぼって国保税を納めていただくことになり、届出の手続きは14日以内にお済ませください。

**納税義務者** 国保税の納税義務者は法令に基づき、世帯主となります。例えば、世帯主が他の健康保険に加入していても、ご家族が国民健康保険の資格を取得している、国保税の納税義務者は世帯主となります。

**国保税の納付** 国保税は国民健康保険事業の貴重な財源となります。納期限内の納付にご協力ください。

納付書払い 納税通知書に同封の納付書により、各納期限までにお支払いください。送付した納税通知書と納付書は、分冊式となっております。納付書の納期限にご注意ください。

既に口座振替の手続きをしている場合には、納付書は同封していません。口座振替 口座振替の手続きをすると、指定の口座から納期限毎に国保税が納められます。一度手続きすると毎年継続されます。

**特別徴収等** 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主等は除く）等の一定の条件に該当する方は、国保税が年金からの引き落としによる納付（特別徴収）となります。

なお、特別徴収を中止し、口座振替による納付方法を選択することもできます。

特別徴収を中止し、口座振替を希望する場合は、お早めに、被保険者証、金融機関等の口座番号等がわかるもの、口座届出印をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階）で、手続きをしてください。なお、手続きの時期により、口座振替への変更時期が異なります。

**国保税の軽減** 国保税は、被保険者の申告に基づく総所得金額を基に算出されます。総所得金額が一定額以下の世帯については、均等割額及び平等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または、市役所に必ず申告してください。

**国保税の減免等** 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が増えたり、滞納処分を受けることとなります。お早めにご相談ください。

**問合せ** 保険年金課・内線1023まで。

2のとおり自己負担額が軽減されます。

対象と思われる方には、6月下旬に関係書類を郵送しています。

8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください（郵送可）。

**対象** 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方

- 低所得者・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者が平成26年度市町村民税非課税の方
- 低所得者・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者が平成26年度市町村民税非課税の方

ごとに必要経費・控除公的年金等の控除額は80万円）を差し引いた各所得が、収入が80万円以下の方など）

**申請に必要なもの**

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 長期入院該当者（平成25年8月1日以降90日以上入院した方）は入院日数を証明する領収書（コピー可）
- 世帯主及び同一世帯の国保被保険者の市町村民税非課税証明書（平成26年1月2日以後に転入した方のみ）

郵送可（を郵送していただきます）

**問合せ** 保険年金課・内線1021まで。

よる納付方法を選択することにより、納税の負担が軽減されます。

特別徴収を中止し、口座振替を希望する場合は、お早めに、被保険者証、金融機関等の口座番号等がわかるもの、口座届出印をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階）で、手続きをしてください。なお、手続きの時期により、口座振替への変更時期が異なります。

**国保税の軽減** 国保税は、被保険者の申告に基づく総所得金額を基に算出されます。総所得金額が一定額以下の世帯については、均等割額及び平等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または、市役所に必ず申告してください。

**国保税の減免等** 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が増えたり、滞納処分を受けることとなります。お早めにご相談ください。

**問合せ** 保険年金課・内線1023まで。

**限度額適用**

**標準負担額減額**

**認定証の交付申請**

市の国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成26年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表

表2 自己負担額（月額）・入院時食事療養費の自己負担限度額（国保高齢受給者）

区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	入院時食事療養費（1食当たり）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円（90日までの入院） 160円（過去12か月で90日を超える入院）
低所得者Ⅰ		15,000円	100円

※一般（自己負担1割または2割）：外来のみは12,000円。外来＋入院は44,400円。  
 ※一定以上所得者（自己負担3割）：外来のみは44,400円。外来＋入院は80,100円＋（医療費－267,000円）×1%

**家具転倒防止器具等 取付事業**

世帯全員が70歳以上及び障害のある方へ

市では、世帯全員が70歳以上の方及び障害のある方に対して、災害時の家具転倒防止器具などを無料で取り付けます。

**対象** 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている方で構成する世帯の全員が「70歳以上」「身体障害者手帳2級以上」「愛

**申請方法** 7月18日（金）まで

**申請内容** 家具転倒防止用の「つっぱり棒」「T字型家具転倒防止器具、家具転倒防止板など

**支給内容** 家具転倒防止用の「つっぱり棒」「T字型家具転倒防止器具、家具転倒防止板など

器具の種類や数量は、申請が取り付定数を超えた場合は抽選となります。

**問合せ** の方は高齢介護課・内線1176まで、  
 の方は障害福祉課・内線1123まで。

**自主防災組織へ 防災資器材を貸与しています**

市では、災害による被害の防止及び軽減を図るため、地域の皆さんが自主的に結成した自主防災組織を対象に防災資器材を貸与しています。

**対象** 前年度に市の区域内において自主的な防災活動を行っている組織

**貸与することができる資器材（1団体当たりの上限）**

- ヘルメット10個、拡声器3個、救助用具セット（工具類）1組、担架2台、腕章10個、メガホン10個、ラジオ1台、懐中電灯5個

**申請方法** 貸与を希望する団体は、所定の申請書に自主防災組織の構成がわかる書類及び前年度の自主防災活動の実績がわかる書類を添えて防災安全課（市役所3階）窓口へ提出してください。

**問合せ** 防災安全課・内線1352まで。

**住宅・店舗 リフォーム資金 助成制度**

市民の方が所有する住宅または店舗のリフォームを市内の建設業者に発注した場合、工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。

**対象となる住宅・店舗**

- 住宅・・・市内に所有する自己居住用の住宅
- 店舗・・・市内にある自己営業用の小売店舗等で風俗営業法の規制を受けない店舗（自己営業用店舗を賃借している場合も可）

平成24年度以降に、同一

の住宅・店舗でこの補助金を受けた方は、今年度の補助は受けられませんが、平成23年度以前に利用している場合は対象となります。

**対象となる工事** 工事金額が消費税を除き15万円以上で、市内の建設業者により行う増改築工事、交付決定以降に着工し、平成27年3月31日までに完了する工事

申請前に着工した工事は補助対象となりません。

**補助金額** 工事金額の5%以内（最高限度額10万円）

**問合せ** 産業振興課・内線1075まで。

表 一部負担金の割合、自己負担限度額等一覧

区分	平成26年度の市町村民税課税所得	一部負担金の割合	自己負担限度額(1か月)		食費の標準負担額(1食当たり)
			外来	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	145万円以上 ※課税所得が145万円以上であっても、同一世帯の被保険者(70歳~74歳の国保、社保等の加入者がいる場合はその方を含む)の収入合計額が520万円未満(被保険者が1人の場合は383万円未満)の方は、申請が認められると一部負担金の割合が1割になります(申請が必要です)。	3割	44,400円	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%	260円
一般	145万円未満	1割	12,000円	44,400円	
区分Ⅱ	世帯の全員が非課税	1割	8,000円	24,600円	210円(90日以内の入院) 160円(90日を超える入院)(注)
区分Ⅰ	世帯の全員が非課税で、年金収入80万円以下(その他所得がない)の方または老齢福祉年金受給者			15,000円	100円

(注) 区分Ⅱで「90日を超える入院」に該当した場合は、入院日数を証明する領収書を持参し、申請が認められると食費の標準負担額が1食当たり160円になります(申請が必要です)。

## 後期高齢者医療保険からのお知らせ



平成26年度の保険料額決定通知書を送付します

平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は平成25年中の所得をもとに東京都後期高齢者医療広域連合で決定しています。保険料の納付方法、特別徴収と普通徴収の2種類の方法があります。

き落としにより納付する方です。4月・6月・8月の年金から引き落とされる保険料は、平成24年中の所得をもとに仮決定した金額です。今回、平成25年中の所得をもとに、平成26年度の保険料を決定しています。

【普通徴収】納付書または口座振替で納付する方法です。1年間の保険料を第1期(7月)から第8期(平成27年2月)までの8回に分けて納付します。

(1) 保険料の納付方法は原則として特別徴収ですが、一定の条件に該当する場合は普通徴収となります。通知書の下段に記載している「特別保険料額」欄をご覧ください。

(2) 平成25年度に保険料額の変更(軽減適用・所得更正等)の対象となり、平成25年10月以降の特別徴収が中止されている方は、原則として9月までは普通徴収となり、10月から特別徴収が再開されます。

(3) 特別徴収から口座振替への変更を希望する方はお問い合わせください。既に変更の申出をした方は手続き不要です。



新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成26年7月31日です。新しい被保険者証は7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。色は青竹色からオレンジ色に変わります。一部負担金割合の判定方法は次のとおりです。

● 一部負担金の割合が1割の方  
● 同一世帯の被保険者全員の平成26年度市町村民税の課税所得が145万円未満の場合

● 一部負担金の割合が3割の方  
● 同一世帯の被保険者の中に平成26年度市町村民税の課税所得が145万円以上の方がいる場合

● 課税所得が145万円以上でも、以下の条件を満たす方は、申請が認められると一部負担金の割合が3割から1割になります。

同一世帯に被保険者が1人の場合  
● 平成25年中の収入額が383万円未満(同一世帯に70歳~74歳の国保または会社の健康保険等の加入者がいる場合はその方との合計収入額が520万円未満)

同一世帯に被保険者が2人以上の場合  
● 被保険者全員の平成25年中の合計収入額が520万円未満

申請に必要なもの  
● 被保険者証、平成26年度確定申告の写し(平成25年中の収入がわかるもの)、印鑑

被保険者証が届いた方は、これまでお使いのものを8月以降にご自身で破棄していただくか、保険年金課市役所1階(または市民センター)に返却してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の交付申請をお願いします

次の所得条件に該当する方は、申請して認められると、外来・入院時の自己負担限度額や食事代が軽減される減額認定証が交付されます(左上表参照)。過去に減額認定証を交付された方で、平成26年度も所得条件に該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。なお、新たに対象となると思われる方には、7月中に関係書類を郵送しますので、申請してください(郵送可)。

区分 世帯主及び世帯構成員全員が平成26年度市町村民税非課税の方

区分 世帯主及び世帯構成員全員が平成26年度市町村民税非課税で、年金収入80万円以下(その他の所得がない)の方または老齢福祉年金受給者

申請に必要なもの  
● 郵送された書類、被保険者証、印鑑(郵送の場合、書類のみ郵送してください)

区分 該当し、過去12か月で入院日数が90日(後期高齢者医療制度の「限度額認定・標準負担額減額認定書」の交付を受けていた期間に限る)を超える場合は、入院日数を証明する領収書等をお持ちください。

現在お持ちの減額認定証は8月以降にご自身で破棄していただくか、保険年金課または市民センターに返却してください。

◆以上の申請・問合せは、保険年金課・内線1026まで。

平成26年度の介護保険料納入通知書(決定通知書)を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)について、平成26年度介護保険料(年額)が決定しましたので、7月初旬に納入通知書を郵送します。特別徴収(年金天引き)の方は既に仮徴収をしていますが、介護保険料は、介護保険制度を運営するための貴重な財源となります。制度の安定的な運営のため、ご理解・ご協力をお願いします。

介護保険料負担の仕組み  
介護保険に係る費用は、国・都市の公費と保険料とで原則50%ずつ負担します。40歳から64歳までの方の保険料は、その方が加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料とあわせて納められます。65歳以上の方の保険料は、市が定めた基準額に、その方の平成25年中の所得をもとに所得段階に応じた割合を乗じて決められ、一部の方を除き特別徴収(年金天引き)となります。

保険料の納付方法  
納期限内の納付にご協力をお願いします。

◆特別徴収  
受給している老齢・退職年金、障害年金または遺族年金が、月額1万5,000円(年額18万円)以上の方は、特別徴収となり、その年金から介護保険料が天引きされます。

特別徴収は、年額保険料を6期(年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)に分けて徴収します。介護保険料は年金からの徴収が原則となっており、納付書払い(普通徴収)の選択はできません。

【普通徴収】年金の年額が18万円未満の方は普通徴収(納付書払い)になります。また、年額18万円以上の年金を受け取っている方でも65歳になったばかりの方、他市から転入された方、平成26年4月1日時点でまだ年金を受け取っていない方、年金を一定期間普通徴収となり、その後自動的に特別徴収に変わります。年金を担保に融資を受けている方も、その間は普通徴収となります。なお、保険料段階が変わった方は特別徴収による金額以外に一部を納付書により納めていただくことがあります。普通徴収は、年額保険料を8期(7月・翌年2月)に分けて納付していただきます。納入通知書に同封の納付書により、お近くの金融機関等で納付してください。一時的に普通徴収となる方は該当期の納付書のみを送付します。

介護保険料の減額申請を  
介護保険制度は、国民皆さんで支えあう社会保険制度です。それぞれの所得に応じた段階の保険料を遅滞なくお支払いいただく

ことが原則となっています。市では、一定の条件に該当する方について、申請日以降の介護保険料を最大50%に減額する市独自の措置を実施しています。

なお、減額の対象と認められた方は、申請日以降の納期の保険料から減額の対象となります。

申請の条件  
次の条件全てに該当する方  
● 申請日の属する年度の市民税が世帯全員非課税であること  
● 生活保護を受給していないこと  
● 生活保護の生活扶助基準に対する世帯の収入認定額の割合が100分の120未満であること

世帯の申請日現在の預貯金総額が、生活扶助基準の12か月分未満であること  
● 日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと  
● 市民税課税者に扶養されていないこと  
● 介護保険料の滞納がないこと

申請方法  
減額の条件に該当する場合には、高齢介護課(市役所2階)で申請してください。なお、必ず7月初旬に郵送する介護保険料納入通知書と世帯全員の収入及び預貯金の額が確認できる書類、通帳、印鑑を持参のうえ、窓口にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

申請は毎年度必要となりますのでご注意ください。

◆以上の問合せは、高齢介護課・内線1171まで。

## 介護保険からのお知らせ



平成26年度の介護保険料納入通知書(決定通知書)を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)について、平成26年度介護保険料(年額)が決定しましたので、7月初旬に納入通知書を郵送します。特別徴収(年金天引き)の方は既に仮徴収をしていますが、介護保険料は、介護保険制度を運営するための貴重な財源となります。制度の安定的な運営のため、ご理解・ご協力をお願いします。

介護保険料負担の仕組み  
介護保険に係る費用は、国・都市の公費と保険料とで原則50%ずつ負担します。40歳から64歳までの方の保険料は、その方が加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料とあわせて納められます。65歳以上の方の保険料は、市が定めた基準額に、その方の平成25年中の所得をもとに所得段階に応じた割合を乗じて決められ、一部の方を除き特別徴収(年金天引き)となります。

保険料の納付方法  
納期限内の納付にご協力をお願いします。

◆特別徴収  
受給している老齢・退職年金、障害年金または遺族年金が、月額1万5,000円(年額18万円)以上の方は、特別徴収となり、その年金から介護保険料が天引きされます。



特別徴収は、年額保険料を6期(年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)に分けて徴収します。介護保険料は年金からの徴収が原則となっており、納付書払い(普通徴収)の選択はできません。

【普通徴収】年金の年額が18万円未満の方は普通徴収(納付書払い)になります。また、年額18万円以上の年金を受け取っている方でも65歳になったばかりの方、他市から転入された方、平成26年4月1日時点でまだ年金を受け取っていない方、年金を一定期間普通徴収となり、その後自動的に特別徴収に変わります。年金を担保に融資を受けている方も、その間は普通徴収となります。なお、保険料段階が変わった方は特別徴収による金額以外に一部を納付書により納めていただくことがあります。普通徴収は、年額保険料を8期(7月・翌年2月)に分けて納付していただきます。納入通知書に同封の納付書により、お近くの金融機関等で納付してください。一時的に普通徴収となる方は該当期の納付書のみを送付します。

介護保険料の減額申請を  
介護保険制度は、国民皆さんで支えあう社会保険制度です。それぞれの所得に応じた段階の保険料を遅滞なくお支払いいただく

◎心身障害者の方へ  
自動車ガソリン・軽油費を助成します



ガソリン1ℓ当たり53円80銭(軽油32円10銭)を1か月30ℓまで助成します。  
申請期間 7月1日(火)～10日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日は除く)  
申請場所 障害福祉課(市役所1階)  
申請に必要なもの 4ヶ月分のガソリン・軽油の領収書、印鑑(朱肉を使用するもの)、自動車ガソリン助成対象者証(うぐいす色)申請期間後は受付できませんので、ご注意ください。

振込口座等に変更があった時はお申し出ください。  
問合せ 障害福祉課・内線1123まで。  
ご申請ください

原子爆弾被爆者見舞金

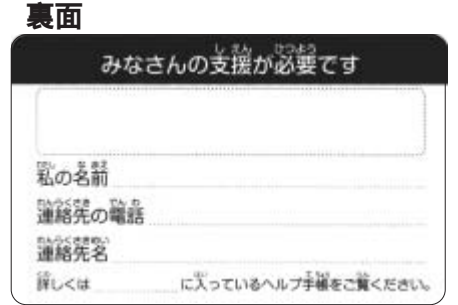
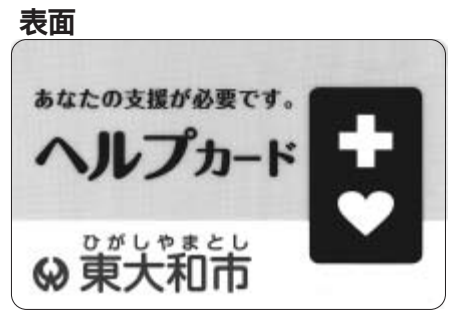
対象 市内在住で被爆者健康手帳の交付を受けている方  
申請期間 7月1日(火)～31日(木)午前8時30分～午後5時  
土・日曜日、祝日は除く  
申請場所 障害福祉課市役所1階  
申請に必要なもの 申請書、被爆者健康手帳の写し、見舞金を振り込む口座番号

障害のある人の安心につながるカードです  
7月7日から東大和市ヘルプカードを配布

7月19日(土)に講習会を開催

ヘルプカードとは、障害のある方などの手助けを必要とする人が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時等に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくなるためのカードです。  
市では、7月7日(月)からヘルプカードを希望する方に配布します。カードの裏面には必要な支援内容や緊急連絡先を記載することが

ヘルプカードとは、障害のある方などの手助けを必要とする人が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時等に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくなるためのカードです。  
市では、7月7日(月)からヘルプカードを希望する方に配布します。カードの裏面には必要な支援内容や緊急連絡先を記載することが



ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

ヘルプカードの利用方法やヘルプカードを通じた支援の方法について講習会を開催します。いざという時のため、ぜひご利用ください。  
配布対象 市内在住・在勤・在学中で障害のある方  
障害者手帳の有無は問いません。難病、発達障害、高次脳機能障害、認知症等で生活に支障があると認められる方も含まれます。  
配布場所 障害福祉課(市役所1階)、高齢介護課(市役所2階)、みのり福祉園、高齢者ほっと支援センター(いもくぼ・きよはら・なんがい)、地域生活支援センターウエルカム、市内の障害者相談支援事業所  
申込方法 配布場所の開所時間に所定の申込書に記入し、お受け取りください。「ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります」  
障害のある人の中には、

今月の手話通訳者配置日  
市役所本庁舎に来庁した方の行政手続き等の手話通訳を行います。  
配置日 4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金)  
配置時間 午前9時～午後5時  
待機場所 相談室2(市役所1階食堂向かい)  
問合せ 障害福祉課・内線1123  
ファクス 042-563-5928まで。

高齢介護  
認知症サポーター養成講座  
認知症は、脳の障害により記憶・認知障害が起こる病気です。85歳以上の4人に1人が認知症を発症していると考えられ、身近な家族でも起こる可能性があります。認知症を正しく知り、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターになりませんか。認知症サポーターは特別なことをする人ではなく、温かく見守る心援者です。参加者には認知症サポーターの目印であるオレンジリングを差し上げます。  
日時 7月17日(木)午後2時～3時30分  
場所 南街公民館  
定員 40人程度  
費用 103円  
申込み 高齢者ほっと支援センターきよはら☎042-590-1138へ。  
高齢者住宅「ピア芋蓮」入居者募集  
募集戸数 単身世帯用1戸(9月1日入居予定)  
応募資格 次の全てに該当する方  
●9月1日現在65歳以上の高齢者単身世帯の方  
●市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記載されていること  
●立ち退き要求を受けている 現住居が保安上または保健衛生上劣悪な状態である 経済的理由で現住居に住み続けることが困難である、のいずれかの事由により住宅に困窮し、代替住宅の確保が困難であること  
●健康で、自立して日常生活を営むことができること  
●平成25年分の所得が二五六万八、〇〇〇円以下  
申込書 7月7日(月)から  
梅学園大学教授) 定員 150人(当日先着順)  
◆以上のお問合せは、障害福祉課・内線1123まで。

審議会  
地域福祉審議会  
日時 7月29日(火)午後7時～9時  
場所 市役所会議棟第1・2会議室  
傍聴者の定員 10人(当日先着順)  
手話通訳 希望する方は、7月15日(火)までに福祉推進課(ファクス042-563-5930)へご連絡ください。  
問合せ 福祉推進課・内線1131まで。

表彰  
厚生労働大臣特別表彰  
退任民生委員・児童委員の方が厚生労働大臣特別表彰を受けました。長年にわたり地域福祉に貢献されたことが評価されたものです。  
足立直子氏(新堀在住・在任21年)  
坪池正春氏(南街在住・在任18年)  
問合せ 福祉推進課・内線1131まで。

生活や仕事などにお困りの方はご相談ください  
くらし・しごと応援センター  
「そえる」開設  
市役所1階食堂前  
市では、生活や仕事などにお困りの方を対象とした相談支援窓口「そえる」を開設しました。  
経済的な問題とあわせて、精神的な問題、家庭の問題など様々な課題を抱えた方のための無料の相談窓口です。  
支援内容  
●相談を行ったうえで、ご本人にとって適切な窓口へご案内します。  
●状況によっては、担当相談員が支援制度の手続き等をサポートし、自立に向けて  
問合せ くらし・しごと応援センター「そえる」・内線1081まで。  
開所日時 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始は除く)  
場所 市役所1階相談室(食堂前)

生活や仕事などにお困りの方はご相談ください  
くらし・しごと応援センター  
「そえる」開設  
市役所1階食堂前  
市では、生活や仕事などにお困りの方を対象とした相談支援窓口「そえる」を開設しました。  
経済的な問題とあわせて、精神的な問題、家庭の問題など様々な課題を抱えた方のための無料の相談窓口です。  
支援内容  
●相談を行ったうえで、ご本人にとって適切な窓口へご案内します。  
●状況によっては、担当相談員が支援制度の手続き等をサポートし、自立に向けて  
問合せ くらし・しごと応援センター「そえる」・内線1081まで。  
開所日時 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始は除く)  
場所 市役所1階相談室(食堂前)

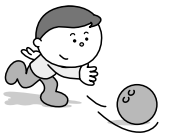
失業等により住宅にお困りの方へ  
住宅支援給付事業  
離職等により住居にお困りの方を支援するため、家賃補助を行います。  
主な支給要件  
●申請時に、2年以内に離職した方及び65歳未満の方  
●離職前または申請時点で主たる生計維持者である方  
●就労能力及び就労意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方  
●住宅を喪失している方または喪失のおそれのある方  
●原則として収入のない方  
支給期間 原則3か月  
一定の要件により各3か月を限度に延長・再延長可。  
支給額 単身世帯は五万三、七〇〇円、複数世帯は六万九、八〇〇円を上限として家賃実費分について支給  
問合せ 生活福祉課・内線1116まで。

失業等により住宅にお困りの方へ  
住宅支援給付事業  
離職等により住居にお困りの方を支援するため、家賃補助を行います。  
主な支給要件  
●申請時に、2年以内に離職した方及び65歳未満の方  
●離職前または申請時点で主たる生計維持者である方  
●就労能力及び就労意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方  
●住宅を喪失している方または喪失のおそれのある方  
●原則として収入のない方  
支給期間 原則3か月  
一定の要件により各3か月を限度に延長・再延長可。  
支給額 単身世帯は五万三、七〇〇円、複数世帯は六万九、八〇〇円を上限として家賃実費分について支給  
問合せ 生活福祉課・内線1116まで。

# 東大和市 ボウリング大会(教室)

## 多摩・島しょスポーツ振興事業

**対象** 市内在住・在勤・在学で小学3年生以上の方  
**日時** 8月3日(日)午前9時～午後1時(予定)  
**場所** 東大和グラウンドボウル  
**定員** 72人(抽選)  
**内容等** ●教室：午前9時40分～10時20分/プロボウラーによる試技、ボールの選び方・投げ方・助走の取り方などを学びます。  
 ●大会：午前10時30分～11時40分頃/2ゲームで得点を競います。大会終了後、プロボウラーによる指導と表彰式を行います。



申込みとなります。ただし、親子・兄弟で参加する場合は、1家族当たり3人まで申込みができます。

2014-05-05

東大和市中中央3-1-930  
 東大和市役所 社会教育課  
 「東大和市ボウリング大会」  
 開催事務局 行

①参加者全員の氏名(フリガナ)・年齢・性別  
 ②郵便番号・住所  
 ③連絡先 ※大会当日に連絡の取れる電話番号  
 ④学校名・学年 ※小・中学生のみ記入  
 ⑤保護者氏名・承諾印 ※小・中学生だけで参加する場合は署名・押印

**講師・指導者** 河崎憲子氏ほか5人のプロボウラー、市ボウリング連盟会員  
**参加費** 1人当たり500円(ゲーム代、貸靴代を含む)  
**申込方法** はがきに次のとおり記入し、7月11日(金)までに郵送してください(当日消印有効)。  
**問合せ** 社会教育課・内線1554まで。

## 催し物のご案内

### 郷土博物館から

#### 企画展示「大和町制60年」

今年、東大和市の前身である大和町が誕生して60年目の年です。大和町時代はわずか16年でしたが、この間に都営住宅の建設が始まり、人口の急増と都市化が進行する転換期でした。大和村、大和町、そして東大和市へと発展するまちの歴史を振り返ります。

**日時** 7月19日(土)～21日(日)

### 人口の変遷や人々の生活の様子を示す品々、写真等を通して当時の振り返ります。

#### 期間 7月19日(土)～9月7日(日)

#### 休館日は毎週月曜日。ただし、7月21日(祝日)は開館、7月22日(火)は休館

#### プラネタリウム投影「星空さんば」

夏の星と一緒にさがしましょう。星空観察に役立つ星座早見盤の使い方も紹介いたします。星空をのんびりとお楽しみください。

**日時** 7月19日(土)～21日(日)

## 「応募ください」まちフォトコンテスト

市では、観光事業の一環として東大和市の魅力を市内外に発信することを目的としたフォトコンテストを実施します。

### 募集対象

東大和市及び友好都市喜多市を撮影し、市内の魅力を発信するもの。

平成26年の1年間に撮影されたものに限ります。

**募集期限** 平成27年1月5日(月)

**応募方法** インターネット投稿方式です。市のホームページから応募専用サイトにアクセスして行います。

## ステージ発表団体募集 多摩3市 うまいものフェア

市では、狛江市・武蔵村山市と連携し、10月18日(土)・19日(日)の2日間、都立東大和南公園で「多摩3市うまいものフェア」の開催を予定しています。このイベントでステージ発表を行う団体を募集します。

**対象** ダンス音楽演奏、郷土芸能等の市内活動団体  
 ●発表団体やステージの広さ、機材など条件有り  
 ●募集数 若干名  
 ●申込多数の場合は、実行委員会が発表内容・活動実績等を考慮して選考します。

**参加費** 無料  
**応募期限** 7月14日(月) (必着)  
**申込方法** 専用の応募用紙に必要事項を記入し、うまいものフェア実行委員会事務局(企画課 市役所4階)へ提出してください。

応募用紙・募集要項は、同事務局にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。直接提出できない場合はお問い合わせください。

**問合せ** 多摩3市うまいものフェア実行委員会事務局(企画課内)・内線1424まで。

## 親子の環境教室

### 施設見学を通して、環境について学びませんか。

#### 東大和市、武蔵村山市、東村山市、清瀬市の4市合同事業として実施します。

#### 対象 市内在住の小学生とその保護者

#### 実施日 7月30日(水)(雨天決行)

**集合・解散** 市役所北側玄関前・午前9時集合、午後5時解散予定  
 借り上げバスで見学先まで送迎します。

**見学先** 埼玉県立川崎の博物館(埼玉県大里郡寄居町)  
**定員** 小学生とその保護者計25人(申込順)  
**入場料** 大人240円、小学生無料(アトラクションの利用料金は別途必要です)  
**持ち物** 昼食、雨具、着替えなど  
**申込み** 7月11日(金)まで  
**問合せ** 環境課・内線1272へ。

## お召し上がりください ひがしやまと茶うどん

東大和市の新たな特産品として開発しました。名産品の狭山茶を郷土食のうどんに練り込んで作り上げました。ほのかなお茶の香りが楽しめる逸品です。乾麺なので贈答用にも最適です。

**商品** 1袋(200g)300円、1箱(3袋入、贈答用箱代込)一、〇〇〇円  
 金額は税別です。詳細は商工会のホームページをご覧ください。



## 平成25年度 会議の公開状況

附属機関等の名称	開催回数	公開・非公開
東大和市情報公開・個人情報保護審査会	1	公開
東大和市個人情報保護審議会	4	公開
東大和市特別職報酬等審議会	0	—
東大和市公務災害補償等審査会	0	—
東大和市防災会議	1	公開
東大和市生活安全協議会	2	公開
東大和市国民保護協議会	0	—
東大和市国民健康保険運営協議会	3	公開
東大和市子ども・子育て支援会議	5	公開
東大和市青少年問題協議会	5	公開
東大和市男女共同参画推進審議会	5	公開
東大和市民生委員推薦会	5	非公開
東大和市地域福祉審議会	6	公開
東大和市介護保険運営協議会	5	公開
東大和市介護認定審査会	109	非公開
東大和市障害支援区分判定審査会	13	非公開
東大和市予防接種健康被害調査委員会	0	—
東大和市環境保全審議会	1	公開
東大和市廃棄物減量等推進審議会	3	公開
東大和市都市計画審議会	1	公開
東大和市街づくり審査会	0	—
東大和市交通安全対策審議会	1	公開
東大和市自転車等駐車対策協議会	5	公開
東大和立野一丁目土地区画整理審議会	3	公開
東大和市学校給食センター運営委員会	6	公開
東大和市社会教育委員会	11	公開
東大和市立郷土博物館協議会	1	公開
東大和市文化財専門委員会	1	公開
東大和市立公民館運営審議会	8	公開
東大和市立図書館協議会	3	公開

平成25年4月から平成26年3月までの間に開催した東大和市附属機関等の会議の公開状況について、左表のとおり、お知らせします。

**問合せ** 文書課・内線1321まで。

## 行政評価における外部評価会議

市では、市で行う事務や事業について、担当課による行政評価(自己評価)を行っている。この自己評価に加え、市民の目線から意見をいただき、市が今後の事業の方向性を検討するうえでの参考とするため、あらかじめ選任された市民による外部評価会議を次のとおり開催します。

**日時** 7月22日(火)・23日(水)・25日(金)・28日(月)午後1時15分から

- 外部評価会議の対象事業**
- 市営住宅管理事業
  - 消費者保護対策事業
  - 高齢者食事サービス補助金交付事務
  - 介護支援いきいき活動事業
  - 機能訓練事業
  - 駅前広場管理事業
  - 園芸振興対策費、ファーマーズセンター運営費
  - 木造住宅耐震助成事業
  - 交通安全自転車対策事業(放置自転車撤去)
  - 巡回相談事業
  - 東大和市学校研究奨励事業費補助金
  - 小学校音楽鑑賞教室
  - 図書購入(清原図書館)
- ※対象事業の日程については、市のホームページをご覧ください。

◎子ども家庭支援センター

「かるがも」  
一時保育室を  
利用しませんか



保護者の仕事や病気、育児疲れ、美容院に行く時などにお子さんをお預かりしています。

対象 1歳以上で認可保育園に入園していない、集団保育ができる未就学児

実施日 月～土曜日

祝日、年末年始等は除く

保育時間・利用料  
●1日利用(8時間)：午前9時～午後5時/二、四〇〇円

●半日利用(4時間)：午前9時～午後1時または午後1時～5時/一、二〇〇円  
定員 10人  
利用限度 週3回

申請に必要なもの 母子健康手帳、健康保険証、乳幼児医療証

利用方法 事前予約制です。子ども家庭支援センターの窓口または予約専用電話(☎042-565-3655)で、1か月先までの空いている日を予約できます。

子どもショートステイ  
お子さんを一時的にお預かりします

保護者の方が出産・病気等で、お子さんを養育できない時、養育協力員宅にお子さんを宿泊させることができます。

対象 市内に住所があり、満2歳以上12歳以下(中学生は除く)の子どもで、保護者の方が次のいずれかに該当し、一時的に子どもを養育が困難な時

●病気、負傷または出産等で入院、加療、療養する時  
●親族の病気などでその看護、介護に当たる時  
●事故、災害にあつた時  
●冠婚葬祭に出席する時等

利用期間 1回当たり1泊2日～6泊7日  
利用料 子ども1人1泊につき二、〇〇〇円



病児・病後児保育

お子さんが病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園・通学できない場合に、保護者に代わって保育する制度です。市では市内医療機関に委託して実施しています。

対象 満6か月～小学3年生

保育日・時間 月～金曜日の午前8時～午後6時

祝日、年末年始等は除く  
保育施設 すこやか病児・病後児保育室(東大和市中央4-853 6. 広沢こどもクリニック2階)  
定員 6人

保育料 1日当たり二、〇〇〇円  
同一の疾病により2日以上連続して利用する場合、2日目以降の保育料は一、〇〇〇円となります。

生活保護受給世帯、平成25年分所得税非課税世帯及び平成25年度住民税非課税世帯の方には保育料の減額制度があります。

利用方法 すこやか病児・病後児保育室で事前登録(無料)が必要です。市外の方は、事前登録料・保育料が異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。

問合せ 保育課・内線1753まで。

都立羽村特別支援学校  
東大和市教育委員会共催  
支援が必要な  
児童・生徒の  
理解推進講演会

特別支援教育の理解・推進を目的として講演会を開催します。入場は無料です。

日時 8月5日(火)午後2時30分から(午後2時開場)  
場所 中央公民館ホール  
内容 発達にすぎぬの  
ある子どもたちへのコミュニケーションの指導  
講師 田中伸二氏(心身障害児総合医療療育センター1言語聴覚士)

申込期限 7月18日(金)  
申込方法 都立羽村特別支援学校特別支援教育コーディネーター(☎042-554-1522)まで。

男女共同参画講座  
(事前予約制)

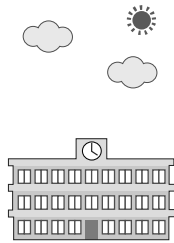
自分の本音を伝える技術  
「アサーティブ・コミュニケーション」  
日時 7月18日(金)午前10時～正午  
場所 市役所会議棟第7・8会議室  
講師 岩船展子氏(irs.city.higashiyamato.jp)  
キャリア開発研究所代表)

一時保育・手話通訳の申込期限 7月8日(火)  
女性の再就職支援講座  
「仕事と家庭の両立を考えよう!」  
日時 7月30日(水)午後2時～4時  
場所 中央公民館  
講師 石崎美子氏(社会保険労務士)

男女共同参画推進審議会  
日時 7月10日(木)午後7時から  
場所 市役所会議棟第6会議室  
傍聴者の定員 5人(当日先着順)

◆以上の問合せ、講座・一時保育の申込みは、市民生活課・内線1715まで。

0829、ファクス042-555-3853へお申し込みください。申込書は、東大和市のホームページからダウンロードできます。



外国人学校に在学している  
外国人児童・生徒の保護  
者の方へ

市では、外国人学校(小学校及び中学校に相当する学校に限る)に在学している外国人児童・生徒の保護者を対象に、教育費の負担を軽減するための補助金を予算の範囲内で交付しています。

問合せ 学校教育課・内線1522まで。

税金

家屋調査にご協力を  
平成26年1月2日から平成27年1月1日までに新築または増築された家屋については、平成27年度から固定資産税と都市計画税が課税されます。

このため、市では課税の基となる家屋の評価額を算出するための調査を行っています。対象となる家屋には、市の職員がお伺いし、家屋の床面積や内部・外部の使用資材・仕上げなどを調査させていただきます。

該当する家屋をお持ちの方は、ご連絡をお願いいたします。調査の日程や時間については、ご相談ください。また、家屋の取り壊しを

した場合も、次年度から課税をしないための処理が必要となりますので、あわせてご連絡をお願いいたします。

問合せ 課税課・内線1059まで。  
固定資産(土地)の現況調査を行っています

市では、地方税法に基づき、土地の利用状況について、毎年現況調査を実施しています。

これは、土地の現況確認を行うことにより、固定資産税・都市計画税の税額を算出するために必要な調査です。調査は、身分証明証を携行した市職員が随時行っております。ご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ 課税課・内線1057まで。

一日図書館員に  
なりませんか

夏休みに一日図書館員になって、図書館の仕事を実験してみませんか。  
対象 小学5・6年生

日時 7月25日(金)午前9時～午後0時15分  
場所 中央図書館  
定員 8人(申込多数の場合抽選となります。未経験者を優先します)

桜が丘・清原図書館での受付はできません。  
問合せ 中央図書館 ☎042-564-2454まで。

図書館からのお知らせ(7月)

Table with columns: 場所, 対象, 実施日・時間. Includes information for 中央図書館, 桜が丘図書館, and 清原図書館.

Table for 移動図書館「みずうみ号」巡回日程. Columns: ステーション名, 巡回時間, 巡回日.

Table for 開館時間・休館日. Columns: 月, 火, 水, 木, 金, 土, 日.

市・都民税の納付はお済みですか? 市・都民税(第1期)は6月30日(月)が納付期限です。納付がお済みでない場合は、至急納付をお願いします/問合せ 納税課・内線1041まで

「取材をしてみたい」「記事を書きたい」「イラストが得意」。そんな皆さんのご応募をお待ちしています。  
対象 市内在住の20歳以上でパソコン操作ができる方(性別、経験は不問)

男女共同参画情報誌「はーもこい」を  
一緒につくりませんか

活動期間 10月～平成27年3月

活動日 月1回程度  
活動内容 男女共同参画情報誌「はーもこい」(年1回、2月発行予定)の企画・編集

応募人数 5人以内  
応募期限 9月16日(火)必着  
応募方法 氏名(ふりがな) 住所 生年月日

性別 電話番号 応募理由  
パソコンのメールアドレスを市民生活課へ、郵送〒207-8585 東大和市中央3-930、ファクス(☎042-563-5933)メール(shimiseika@city.higashiyamato.jp)でお申し込みください。窓口でも受け付けます。メール応募の場合、受信確認メールを送信します。簡単な面接を行い、9月末までに結果を通知します。活動は無償となります。

問合せ 市民生活課・内線1715まで。



### 平成26年度先天性風しん症候群対策事業

**風しん抗体検査**  
**対象者** 市内に住所を有し、妊娠を希望する19歳以上の女性(次に該当する方は除く。過去に風しんを含むワクチンを2回以上接種している方。抗体検査の結果、抗体価が不十分なことが確認できている方) / **実施期間** 6月23日(月)～平成27年3月14日(土) / **実施方法** 抗体検査実施医療機関に直接予約し、住所・生年月日の分かるもの(保険証や免許証等)をお持ちください / **検査費用** 無料  
**麻しん・風しん混合(MR)ワクチン予防接種**  
**対象者** 市内に住所を有し、妊娠を希望する19歳以上の女性で、次に挙げる風しん抗体検査の結果、抗体価が不十分だった方。右記事業で受けた抗体検査。過去の妊婦健診で受けた抗体検査。自費で受けた抗体検査。不十分な抗体価とは、H



### 乳幼児の身長・体重計測

0歳～就学前の乳幼児 / 7月3日(水)午前9時30分～11時 / 市立保健センター / 母子健康手帳 / 当日直接会場にお越しください。  
**育児相談会 / イルカグループ**  
 同年代のお母さんと楽しくおしゃべりしませんか。35歳以上で第1子を出産したお母さんとそのお子さん(1歳4か月までの乳幼児) / 7月9日(水)午前9時30分～11時 / 市立保健センター / 初めて参加する方は、事前に予約してください(以前に参加した方は予約不要) / 母子健康手帳

工法で16以下またはEIA法で8未満 / **実施期間** 6月23日(月)～平成27年3月31日(火) / **実施方法** に該当する方は検査を行った医療機関に直接予約。に該当する方は、抗体検査の結果のコピーを市立保健センター窓口にお持ちください。予防接種の予約票を発行します / **接種費用** 無料  
 抗体検査及び予防接種の実施医療機関については、ホームページをご覧ください。どうか、市立保健センターまでお問い合わせください。  
 ◆以上の申込み・問合せは、市立保健センター ☎042-565-5211まで。

**幼児のむし歯予防教室**  
 1歳～1歳6か月の幼児とその保護者 / 7月23日(水)午前10時～11時30分 / 市立保健センター / 24人(申込順。定員を超えた場合は9月24日(水)の教室になります) / 歯と食生活・上手な歯の磨き方の話、生活リズム / 歯科衛生士、栄養士、保健師 / 母子健康手帳  
**乳幼児健康診査**  
 左表のとおり / 市立保健センター / 対象者には、個別に通知しています。

健診名	対象者(生年月日)	健診日	受付時間	開始時間
3～4か月児健康診査	平成26年3月13日～4月3日	7月18日(金)	午後0時45分～1時15分	午後1時
1歳6か月児健康診査	平成24年11月28日～12月17日	7月1日(火)		
3歳児健康診査	平成24年12月18日～平成25年1月8日	7月22日(火)	午後0時45分～1時15分	午後1時
3歳児健康診査	平成23年5月13日～31日	7月11日(金)		
3歳児健康診査	平成23年6月1日～17日	7月25日(金)		
5歳児健康診査	平成21年4月16日～5月7日	7月15日(火)	午後0時45分～1時15分	午後1時
5歳児健康診査	平成21年5月8日～27日	7月29日(火)		

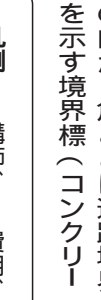
**親子料理教室「手早く作る夏ごはん」**  
 簡単にできる夏野菜メニューとアイスクリームを作ります。  
 小学生とその保護者 / 7月23日(水)午後1時30分～4時 / 市立保健センター / 16組32人(申込順。7月2日

(水)から電子申請でも受け付けます) / 食育の話、調理実習、試食 / エプロン、三角巾、筆記用具  
**食育推進事業「夏野菜を使った手作りピザに挑戦」**  
 夏野菜を使って、自分だけのオリジナルピザを、生地から作ります。  
 小学4年生 / 中学生 / 7月28日(月)午後1時30分～4時 / 市立保健センター / 20人(申込順) / エプロン、三角巾、筆記用具  
**こころの健康相談**  
 7月2日(水)午前10時～正午 / 事前予約制 / 市立保健センター  
 ◆以上の申込み・問合せは、市立保健センター ☎042-565-5211まで。



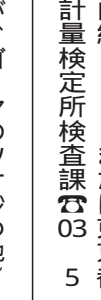
**学校給食センター運営委員会**  
 7月11日(金)午後2時から / 市役所会議棟第6・7・8会議室 / 議題 平成25年度東大和市学校給食会計収入支出決算の報告等 / **傍聴者の定員** 10人(先着順) / 当日直接会場にお越しください / 給食課 ☎042-564-1282まで。  
**社会教育委員会**  
 7月15日(火)午後3時から / 市役所会議棟第1会議室 / **傍聴者の定員** 5人(先着順) / 当日直接会場にお越しください / 社会教育課・内線1553まで。  
**市政情報コーナー / 今月のテーマ「フナタリウム」**  
 市政情報コーナー(市役

所3階)では、プラネタリウムを紹介しています。平成6年に市の郷土博物館が開館した時から様々な企画を行い、多くの方に親しまれてきました。そのプラネタリウムが、今年の3月に投影機をリニューアルしました。そんなプラネタリウムについて、これまでの投影機の部品の一部や新しくなった投影機の魅力などを写真や資料で紹介いたします / 文書課・内線1321まで。  
**道路等と私有地との境界の確認**  
 家の建替えやブロック塀の築造等の際は、事前に市道との境界を確認してから工事してください。  
 市道との境界には、道路の曲がり角ごとに道路境界を示す境界標(コンクリー



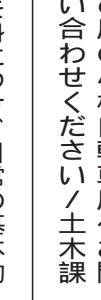
ト杭、金属製プレート等)が設置されています。工事等の際には、これらを動かし、壊したりしないようお願いいたします / 土木課・内線1211まで。  
**事業用計量器定期検査が実施されます**  
 事業用計量器(はかり)は、計量法により2年に一度の検査が義務付けられています。  
 この定期検査は、東京都計量検定所の検査員が受検対象の事業所・店舗等に伺い、全ての事業用計量器について検査を実施します。ご協力をお願いします。  
**検査日程** 7月17日(木)～8月1日(金) / 土・日曜日、祝日は除く / 産業振興課・内線1075または東京都計量検定所検査課 ☎03-5

617-6638へ。  
**放置自転車のリサイクル**  
 市では、条例に基づき駅周辺の放置禁止区域内で撤去した放置自転車のうち、保管期限の過ぎた自転車を東京都自転車商協同組合大和村山支部(自転車リサイクル協力店)に無償譲渡しています。  
 リサイクル協力店では、これらの自転車を整備・再生して販売しています。ご利用ください。  
**東大和市自転車リサイクル協力店** 小樽自転車店(南街2-111-4 ☎042-561-0722)、十文字サイクル(南街2-79-13 ☎042-561-3816) / 価格・台数等については、取りまとめ店の小樽自転車店へお問い合わせください / 土木課 ☎042-565-0531へ。



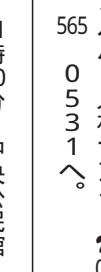
凡例 講師、費用、入会金、月会費、持ち物、問合せ、申込み  
**市民情報**  
 介護者のつどい(介護者のつどい東大和) / 現在介護中、介護経験者、介護従事者など / 7月2日はやまと苑別館会議室、17日は仲原集会所 / 午後1時30分～3時30分 / 介護の悩みや情報交換など / 100円(参加費) / 田村090-5308-6638  
**高齢者料理教室事業公開講座「シニア男性の初心者料理教室(まめの会)」** / シニア男性 / 7月4日午前10時～午後1時 / 中央公民館 / 20人(申込順) / 基本料理を学びましょう(肉じゃ

が、ゴーヤのツナ炒め他) / 50円(材料費) / エプロン、三角巾 / 7月3日までにデイサービスえんどうまめ ☎042-565-9778へ。  
**東大和植物画クラブ展**  
 (東大和植物画クラブ) / 7月5日～13日午前10時～午後4時(5日は午後1時から、13日は午後3時まで) / 7日は休館日 / 郷土博物館 / 20点の植物画を展示 / 山崎042-566-2983  
**きもの作法こども教室**  
 中央いけばな親子こども教室 茶道こども教室 親子いけばな教室(文化庁伝統文化親子教室事業) / 小学3年生～6年生。保護者も可 / 7月10日(土) / 正午～中央公民館 / 15人(申込順) / ゆかたの着装



を身につけ、日常の基本的作法を学びます / 小堀千葉子 / ゆかた一式(貸し出し有り) / 7月8日までに高橋 ☎042-567-3256へ / 小学2年生～6年生。保護者も可 / 7月～平成27年1月の土曜日(全12回) / 午前10時～正午 / 中央公民館 / 20人(申込順) / 吉田田知照 / 花代 / 筆記用具 / 7月6日までに吉田 ☎042-564-1300へ / 小学生、中学生 / 7月～12月の日曜日(全18回) / 午後1時～3時 / 中央公民館 / 12人(申込順) / 材料代実費 / ベルト、白い靴下 / 7月15日までに伊藤 ☎042-566-0275へ / 小学生、中学生。保護者も可 / 7月～平成27年1月の日曜日(全14回) / 午前9時30分

・内線1213まで。  
**シルバー人材センター** / 会員を募集しています / シルバー人材センターは豊かな経験や能力を生かして働こうとする高齢者の団体です。東京都知事から認定を受けた公益的・公共的性格の団体で、国や東京都の援助により運営している営利を目的としない公益社団法人です。  
 会員になるには、予約のうえ、入会説明会に参加し、登録が必要です。市内に住する60歳以上の健康で働く意欲があり、シルバー人材センターの事業を理解し、賛同する方であれば、どなたでも登録できます。詳細はお問い合わせください / シルバー人材センター ☎042-565-0531へ。



11時30分 / 中央公民館 / 12人(申込順) / 二宮峰雪 / 花代実費 / 筆記用具 / エプロン、ふきん、花を包むもの / 7月15日までに山内 ☎042-471-4022へ。  
**公開医学講座「環境と金属と健康」** 原田正純先生はアンパンマンだった / 社会医療法人財団大和会 / 7月5日午後3時～4時 / 東大和病院 / 大野秀樹 / 東大和病院 ☎042-567-8307  
**体操チャレンジ教室「トランポリンを跳ぼう」** / 6歳～小学生 / 7月7日～14日 / 午後6時～7時10分 / 小体育館 / 20人(申込順) / NPO法人レッツ / 800円(保険代) / 上靴、飲み物、タオル / 7月5

**愛の献血助け合い運動** 7月1日(火)から31日(木)までの1か月間は愛の献血助け合い運動月間として、全国的な献血運動が展開されます。ぜひ、この機会に献血にご協力ください / 問合せ 市立保健センター ☎042-565-5211まで



社会福祉協議会

7月は会員増強月間です
社会福祉協議会では、よ
り多くの方々に会員になっ
ていただくため、7月を会
員増強月間としています。

皆さま一人ひとりの善意が
地域福祉を支える柱となり
さらに充実した福祉サービ
スを提供することができま
す。この機会に一人でも多
くの方に会員になつていた
だきますよう、ご協力をお
願ひします。

ふれあいクッキング、高
齢者と子どもの交流事業
小学生と高齢者が一緒に
料理を作る「ふれあいクッ
キング」を開催します。今
年のメニューは手打ちうどん、ポテトサラダプリンで
す。小学生も野菜を切るな
どの調理をします。みんな
で作った料理を食べた後は、
簡単なゲームも用意してい
ます。



市内在住の小学生、65歳

以上の方/8月30日(土)午前
9時45分〜午後2時/中央
公民館/40人(申込順。友
人同士の申込みは考慮しま
す)/100円/申込期限 7
月25日(金)

◆以上の申込み・問合せは、
社会福祉協議会 ☎042-564
0012へ。

あんしん東大和講演会
「身のまわりの暮らしと法
律」事例から学ぶ、解決
のポイントと予防策

誰にでも起こりうる暮ら
しの中のトラブルについて、
弁護士がわかりやすく解説
します。
7月24日(木)午前10時〜正
午(受付は午前9時30分か
ら)/社会福祉協議会/60
人(申込順)/講師 松縄
昌幸氏(ひめじやら法律事
務所)/無料/手話通訳・
要約筆記有り/申込期限
7月23日(水)

高齢者や障害者等の方で、
判断能力の不十分な方の権
利擁護相談、福祉サービス
の利用に際しての苦情、生
活上で法律的な解決が必要
な事柄など、専門的判断が

必要とされる相談に、弁護
士が無料でお答えします。
7月24日(木)午後1時30分
〜4時15分(1件につき45
分間)/相談は予約制です。
事前に相談の概況をお伺い
します。

◆以上の申込み・問合せは、
社会福祉協議会あんしん東
大和 ☎042-590-0018へ。
都営村山団地(後期)建
替事業に関する環境影響評
価調査計画書の縦覧・閲覧
と意見書の提出

環境影響評価調査計画書
の縦覧・閲覧
縦覧・閲覧期間 7月10日
(木)〜8月8日(金)(土・日曜
日、祝日及び休館日は除く)
縦覧・閲覧時間 午前9
時30分〜午後4時30分/縦
覧場所 環境課(市役所3
階)/東京都環境局都市地球
環境部環境都市づくり課
(都庁第二本庁舎16階)/東
京都多摩環境事務所管理課
(立川合同庁舎4階)/閲覧
場所 台北市民センター

意見書の提出
提出期間 7月10日(木)〜8
月25日(月)/提出方法 事業
名、氏名及び住所(法人そ
の他団体にあつては、名称、
代表者の氏名及び東京都の
区域内に存する事務所また
は事業所の所在地)及び環
境保全の見地からの意見を
記載し、持参、郵送(消印有
効)により提出してください
/提出先 東京都環境局
都市地球環境部環境都市づ
くり課(〒163-8001新宿区西新
宿2-8-1)へ/同課 ☎
03-5388-3440へ。

児童館だより

むこうはら児童館 ☎042-563-1858

七夕飾り作り/幼児以上/7月2日午後2時30分〜4時

水遊び/乳幼児/7月9日午前10時45分〜11時30分/水着または水遊び用おむつ、汚れてもよい服装、帽子、タオル

おばけやしき(おばけタウン)/幼児以上/7月18日午後1時30分〜3時30分/250人/申込みは7月16日まで

むこじど広場(ドッジボール)/小学生以上/7月25日午後3時45分〜4時30分

きよはら児童館 ☎042-565-6021

七夕飾り制作/小学生/7月1日〜4日午後2時〜4時30分

ちびっこプール/乳幼児(お座りができる子)/7月15日午前10時30分〜11時30分/水着または水遊び用おむつ、帽子、タオル

えほんのもり(絵本の読み聞かせ)/小学生/7月15日午後3時〜3時30分

工作教室(マープルうちわ)/小学生/7月16日午後2時30分〜4時/80人(当日先着順)

ならはし児童館 ☎042-562-3600

あつまれ赤ちゃん(赤ちゃんプール)/10か月前後の乳幼児/7月9日午前10時30分〜正午/水着または水遊び用おむつ、着替え、帽子、タオル、着替えを入れる袋

スポーツ教室(ユニホック)/小学2年生以上/7月10日・11日午後3時30分〜4時45分

ウォーターバトル/小学生以上/7月23日午後1時30分〜3時/サンダル、水着、着替え、タオル、着替えを入れる袋/当日に受け付けます。

ちびっこ広場(夏の遊び)/乳幼児/7月30日午前10時30分〜11時30分

工作教室(きらりんサマーモビール)/小学2年生以上/7月31日午後1時30分〜3時30分/15人/20円/申込みは7月14日から受け付けます。

なんがい児童館 ☎042-567-2441

こまめちゃん(体を使って遊ぶ)/乳幼児/7月3日午前10時30分〜11時15分

七夕飾り作り/幼児以上/7月3日午後2時〜4時30分

子ども映画会/幼児以上/7月5日午後3時20分〜午後5時15分/会場:第二小学校体育館

えほんを楽しもう/幼児以上/7月10日午後3時〜3時30分

子どもたちとの公民館&児童館/幼児以上/7月12日午後1時30分〜4時/うまべえが来るよ!

ちびっこあそべるday/乳幼児/7月15日午前10時〜正午

さくらがおか児童館 ☎042-567-2237

七夕かざり/幼児以上/7月2日午後3時30分〜4時/みんなで飾りつけた笹を東大和南公園へ持って行きます。

あそんDEパーク(室内あそび)/乳幼児/7月9日午前10時30分〜11時30分

料理教室(ニラとじゃこのチヂミ)/小学生以上/7月9日午後3時15分〜4時30分/24人/100円/エプロン、三角巾、手拭きタオル、水筒/申込受付は7月2日午後3時30分から。本人またはその家族が参加費を持って児童館窓口でお申し込みください。定員を超えた場合、4時15分から抽選を行います。

夏休みお楽しみ会(忍者からくり屋敷)/小学生以上/7月23日午後1時30分〜3時(受付は午後2時45分まで)

かみきただ児童館 ☎042-567-2884

ちびっこワールド/5歳までの乳幼児/7月4日(七夕飾り)・18日(水遊び。雨天時は新聞遊び)午前10時30分〜11時15分/18日は持ち物があります。事前にお問い合わせください。

ベビーママ/生後2か月〜1歳の乳幼児/7月9日午前10時15分〜11時30分

すくすくクラブ(夏の健康と予防)/5歳までの乳幼児/7月11日午前10時30分〜11時30分

お楽しみ会(カレー作り、ゲーム大会、すいか割り)/小学生/7月19日午前10時30分〜午後4時30分/25人/参加費200円/申込受付は7月3日から(申込順)。用紙は1日から配布します。

定員制の行事は3日前までに申込みを(申込順。定員になり次第締め切り) 受付時間は月〜土曜日の午前10時〜午後6時(祝日は除く)、乳児・幼児は保護者の付き添いが必要です。

日までに塚越042-326-1950へ。

造形盆栽「姫りんご」市民講習会(手工芸連盟)/7月10日午前10時〜午後3時/中央公民館/5人(申込順)/大河原万里子/千五百円(材料代)/手ふき、ラジオペンチ、ハサミ/7月5日までに大河原042-562-1322へ。

ターゲットバードゴルフ無料体験教室(ターゲットバードゴルフ協会)/市内在住・在勤の方/7月12日午前9時〜正午/桜が丘市民広場/30人(申込順)/原島義雄/運動できる服装、ゴルフ手袋(お持ちの方)/7月11日までに原島042-562-0979へ。

市民体育大会(軟式野球大会)兼秋季野球大会(軟式野球連盟)/市内在住・在勤の方で編成したチーム/8月3日以降の毎週日曜/午前9時〜午後5時/上仲原公園野球場ほか/登録受付 7月18日・19日午後6時30分〜8時/中央公民館(登録者名簿をお持ちください)/一万二千円(参加費)・二千円(登録費。初登録チームのみ)/代表者会議 7月24日午後6時

30分から...中央公民館(代表者会議での登録はできません)/小山042-563-0500

読書会(東大和子どもの本を読む会)/7月19日午前10時15分〜正午/中央図書館/だれも知らない小さな国・佐藤さとる作/100円(資料代)/小原042-561-9054

ジュニア育成ソフトテニス技術講習会(ソフトテニス連盟)/市内在住の小・中学生または高校生/8月3日午前9時〜午後5時/都立東大和南公園テニスコート/50人(申込順)/ソフトテニスの基本・中級・上級技術の講習/大谷直哉ほか/テニスシューズ/ラケット/7月21日までに山本042-564-6286へ。

冒険遊び場ブレイパーク(東大和七森ブレイパーク)/幼児以上の方/8月2日・3日午前10時30分〜午後4時(雨天中止)/下立野林間子供広場(七森)/ウォータースライダー、流しそうめん、スイカ割り、火起こし等/汚れてもよい服、着替え(上から下まで)、飲み物、敷物/宮坂5121

古流居合会会員募集(夢想)

393 0154へ。

脳いきいき教室(三多摩健康友の会)/市民/毎月第2・4木曜日午前10時〜11時30分/桜が丘団地19号棟集会所/脳いきいき体操やミニ講座・認知症のかたの生活・等/城宝佳也/100円(材料代)/セラバンド(体操用のゴム貸出有)、飲み物、上靴/三多摩健康友の会042-562-9777

「夏休み自由研究」の参加者募集(東京都薬用植物園)/小・中学生(小学3年生以下保護者同伴)/8月2日・3日午前の部は午前9時30分〜11時30分、午後の部は午後1時30分〜3時30分/各15人/やく草やどく草、植物の不思議を勉強したり、草花を使った工作など/筆記用具、虫さされや熱中症対策用品/7月31日までに東京都薬用植物園042-341-0344へ(月曜日を除く午前9時〜午後5時)。

さやまキッズ・ナイトプログラム(西武・狭山丘陵パートナーズ)/小学生以上(小学生は保護者同伴)/8月3日午後7時30分〜8時30分/狭山公園パークセンター前/15人/夏の星座を観察します/杉山レオンジャー/7月18日までに都立狭山公園管理所042-

566

566

566

566

566

566

566

官公署だより

「夏休み自由研究」の参加者募集(東京都薬用植物園)/小・中学生(小学3年生以下保護者同伴)/8月2日・3日午前の部は午前9時30分〜11時30分、午後の部は午後1時30分〜3時30分/各15人/やく草やどく草、植物の不思議を勉強したり、草花を使った工作など/筆記用具、虫さされや熱中症対策用品/7月31日までに東京都薬用植物園042-341-0344へ(月曜日を除く午前9時〜午後5時)。

# 今月の相談

法律相談 / 毎週金曜日、午前9時～正午  
 人権の上悩みごと相談 / 17日木、午前9時30分～正午  
 税務相談 / 17日木、午後1時～4時  
 登記相談 / 17日木、午後1時～4時  
 行政苦情相談 / 24日木、午前9時30分～正午  
 交通事故相談 / 24日木、午後1時30分～4時  
 不動産取引相談 / 10日木、午前9時～正午  
 行政手続相談 / 10日木、午後1時～4時  
 以上予約制 / 秘書広報課・内線1413まで。  
 市民相談 / 月～金曜日、午前8時30分～午後5時 / 秘書広報課・内線1413  
 多重債務相談 / 9日水、午後1時～4時(4日(金)までに要予約) / 市民生活課・内線1713  
 消費生活相談 / 毎週月・水・金曜日、午前10時～午後4時(予約優先) / 市民生活課・内線1713  
 男女共同参画相談 / 月～金曜日、午前9時～午後5時(予約制) / 市民生活課・内線1715  
 子育て総合相談 / 月～土曜日、午前9時～午後5時 / 子ども家庭支援センター ☎042-565-3651  
 児童・家庭相談(専門) / 24日木、午後1時～3時(予約制) / 子ども家庭支援センター ☎042-565-3651  
 母子・女性相談 / 月～金曜日、午前9時～午後4時(予約制) / 子育て支援課・内線1765  
 福祉なんでも相談 / 月～金曜日、午前9時～午後5時 / 社会福祉協議会 ☎042-564-0012  
 健康相談 / 4日金、午前10時～11時30分 / 向原市民センター / 市立保健センター ☎042-565-5211  
 教育相談 / 月～金曜日、午前10時～午後5時 / さわやか教育相談室 ☎042-562-7911  
 職業相談 / 月～金曜日、午前9時～午後5時 / 東大和就職情報室(市役所5階)・内線1194  
 高齢者相談、高齢者虐待・養護者支援相談 / 月～土曜日、午前9時～午後5時、電話相談はいつでも可 / 高齢者ほっと支援センター いもくぼ ☎042-563-8777・きよはら ☎042-590-1138・なんがい ☎042-566-8133  
 障害者(身体・知的)相談 / 毎週水曜日午前9時～正午(予約制) / 社会福祉協議会 ☎042-564-0012  
 [相談名 / 日時 / 場所 / 連絡先の順に掲載]

# あなたのまちから

まちの話題をお寄せください。  
 問合せ 秘書広報課・内線1412まで。



▲中村圓平さん(写真中央右)、東大和地区交通安全協会会長・石井常男さん(写真中央左)、同会東大和支部長・石井正信さん(写真左)

## 交通安全活動を行う中村圓平さん 警視総監感謝状を授与

5月9日、中村圓平さん(南街在住)が、交通功労者として警視総監感謝状を授与されました。中村さんは、東大和地区交通安全協会の設立時から協会会員として、地域のボランティアに参加し、交通事故防止活動を推進しました。その後、常任理事などを歴任し、現在は相談役として安全運動、地域の行事に積極的に参加し、率先して交通整理を行っています。中村さんの今後の活躍にも期待が寄せられます。

## 多摩リーグ春季大会で第3位 ミニバスチーム・東大和ビクターズ

5月3日に市民体育館で行われた第96回多摩リーグ春季大会で、東大和ビクターズが第3位となる活躍をみせました。同チームは4月20日のブロック大会を1位で通過し、決勝トーナメントへと勝ち進みました。選手たちは「トロフィーを手にした時は、背の低いチームでもがんばれば勝てる!と大きな自信になりました。冬の大会では優勝目指してがんばります」と新たな目標に向けて意気込みを語ってくれました。



## トウキョウサンショウウオ 九小で夏休み前まで飼育しています

九小では、今年4月から、子どもたちの郷土愛を育むことを目的にして、学区内に生息しているトウキョウサンショウウオを飼育しています。5・6年生は交代でえさやり等の世話をし、それ以外の学年も観察日記をつけるなど、全学年で飼育活動に取り組んでいるとのことです。現在は2～3cm程度の大きさが多く、約80匹を飼育しています。7月まで職員室近くで飼育し、今後、放流する予定です。



## 7月のカレンダー

【郷土博物館で開催中】  
 プラネタリウム夏番組「キロボとミラタ～ロボット宇宙飛行士たちの挑戦」、プラネタリウムこども番組「ぼくたち惑星8兄弟」(共に9月6日まで)  
 7日 東大和元気ゆうゆう体操 in 市役所中庭  
 12日～8月31日 市民プール  
 26日 納涼祭(みのり福祉園)



カビチョウ

## わがまちの

<190>

## 風物詩

お問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800

## 近ごろ都に流行るもの(2)

狭山丘陵の木々や家々の庭木から、力強く様々なパターンのさえずりが聞こえてきます。声の主は「カビチョウ」。中国では、老人が公園にこの鳥を持って集い、鳴き声自慢をし合うことで有名。カビチョウは「画眉鳥」と書き、目の周りに白いシャドウを塗ったような顔がその名の由来です。大陸から持ち込まれたペットが逃げたとか、意図的に放鳥したとか諸説ありますが、在来種の野鳥を駆逐して、生息域をどんどんと広げています。声の良さは反対に、その繁殖力は少々困りものです。

## 市長コラム

運動で、健康に

東大和市長 尾崎保夫

生活習慣病の増加要因の一つに、運動不足があげられています。適度な運動は、様々な機能を高め、ストレスの解消にもつながります。そして、何よりも大切なことは、これを継続することです。平成24年に厚生労働省が発表した「健康日本21(第二次)」では、1日当たりの歩く量を一、五〇〇歩多くすることが必要であることが示され、運動量の不足が大きな課題とされています。当市におきましては、身近な所で「元気ゆうゆう体操」や「ラジオ体操」が行われています。また、ウォーキングイベントにも、多くの市民の皆様が明るく元気で暮らし、気軽に市内での散策ができるよう、そんな街にしていきたいと考えております。これから、夏本番を迎えます。運動や外出をするときは、こまめな水分補給を忘れずに。